

# 白岡市議会のインターネット中継に関する要綱

平成27年3月16日

白岡市議会告示第1号

改正 平成28年2月23日白岡市議会告示第1号

改正 令和6年11月29日白岡市議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、白岡市議会（以下「市議会」という。）を広く市民に公開し、より開かれた議会を推進するために行う市議会の議場における会議のインターネット中継の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) インターネット中継 会議の映像をインターネットを利用して、ライブ及び録画により配信することをいう。
- (2) ライブ配信 開催中の会議をインターネットを利用して配信することをいう。
- (3) 録画配信 ライブ配信した映像（音声を含む。以下同じ。）のデータを記録し、第5条の規定による編集を行った後に、インターネットを利用して配信することをいう。

(インターネット中継の対象)

第3条 インターネット中継を行う会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第1項に規定する定例会及び臨時会の本会議とする。

(インターネット中継の種類)

第4条 インターネット中継の種類は、ライブ配信及び録画配信とする。

(録画配信における編集等)

第5条 録画配信に係る映像の中に次の各号のいずれかに該当する部分があるときは、当該該当する部分に限り録画配信を行わないものとする。

- (1) 議長が制止又は取消しを命じた発言及び議員が取り消した発言

(2) 休憩中の映像

(3) その他市議会の品位を保つために、議長が必要と認めた発言

2 録画配信については、議長が編集することが適当と認めた場合は、編集することができるものとする。

(テロップの挿入)

第6条 インターネット中継においては、必要に応じてテロップを挿入するものとする。

(録画配信の期間)

第7条 録画配信の期間は、当該定例会及び臨時会が閉会した日から5年とする。

(ライブ配信の中止)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、ライブ配信を中止することができる。

(録画配信の一部中止)

第9条 議長は、必要があると認めるときは録画配信の一部を中止することができる。

(録画・録音映像の記録としての位置付け)

第10条 インターネット中継に係る本会議の映像情報は、市議会の広報に資するものとし、地方自治法第123条及び白岡市議会会議規則（平成24年白岡町議会規則第1号）第1章第10節に規定する会議録ではない。

2 前項の規定は、その旨をホームページに明示するものとする。

(著作権及び免責)

第11条 インターネット中継による映像の著作権は、市議会に帰属する。

2 利用者がインターネット中継を利用したこと又はインターネット中継の情報を使用了ることによって生じた損害について、市議会は、その責めを負わない。

(庶務)

第12条 インターネット中継に関する庶務は、議会事務局において処理

する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、インターネット中継に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則（平成27年3月16日白岡市議会告示第1号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月23日白岡市議会告示第1号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年 月 日白岡市議会告示第 号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行の際、現に改正前の白岡市議会のインターネット中継等に関する要綱の規定により録画配信している映像については、改正後の白岡市議会のインターネット中継に関する要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。